建設工事競争入札参加資格申請の手引き
【令和９・１０年定期審査用】

吉賀町

はじめに

令和９～１０年度に吉賀町が発注する建設工事の競争入札等に参加を希望される方は、必ず入札参加資格申請を行ってください。

申請方法は島根県と県内１６市町が共同運営を行なう「島根県電子調達共同利用システム」からの電子申請となり、吉賀町の審査に必要となる個別添付書類について記述しています。

【この手引きの他に確認する書類】

・島根県電子調達システムによる建設工事入札参加資格申請の手引き(共通編)
　(以下、「手引き（共通編)」という)

・島根県資格申請システムによる建設工事入札参加資格申請の手引き(操作ﾏﾆｭｱﾙ編)
　(以下、「手引き（操作ﾏﾆｭｱﾙ編)」という)

・島根県資格申請システムによる建設工事入札参加資格申請の手引き(個別情報画面編)
　(以下、「手引き（個別情報画面編)」という)

※　紙申請については、システムによる申請が困難な場合かつ、吉賀町のみに申請する場合に受付け可能です。また、あらかじめご連絡をお願いします。

１　申請書類の提出期間等について

令和８年１１月２日（月）から①令和８年１２月１４日（月）まで
又は②令和９年　１月１８日（月）まで

【申請〆切日について】

令和８年１月～９月に経営審査を受ける企業は①の期日を申請最終日とします。

令和８年１０月～１２月に経営審査を受ける企業は②の期日を申請最終日とします。

※　受付期間内に資格申請システムによる本登録が完了してください。

【注意】定期申請用のシステム稼動時間は、上記期限内の開庁日８時～２３時です。
　土日、祝日、１２月２９日から１月３日までの間はシステムが稼動しませんので、ご注意ください。 早めに申請をしていただきますようお願いします。

２　書類の提出場所及び方法

提出場所　〒699-5513　島根県鹿足郡吉賀町六日市 750　総務課　入札担当

提出方法　郵送または持参。書類は１部、書類のみで構いません。

３　申請にあたっての注意事項

（１）　申請及び添付書類等に虚偽の記載等をしたときは、資格を取り消すことがあります。

（２）　建設工事の申請については、資格申請システムにおいて希望する業種を選択してください。ただし、建設業法第 27 条の 23 による経営事項審査を受けていない業種、完成工事高のない業種については申請することができません。

（３）　入札、契約についての権限を営業所等に委任する場合は、システムにおいて登録するとともに、別途吉賀町へ委任状を送付してください。なお、権限を委任する場合は、委任先において希望される業種の許可が必要です。

４　資格の有効期間

令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで

5　添付書類の提出について

【5.1 吉賀町を個別審査団体にする場合】

番号	提 書 類	備　　考
1	個別添付書類送付票（吉賀町）	資格申請システムから出力されるもの
2	町税等納付状況調査同意書	町内・町外を問わず提出をお願いします。
3	委任状（任意様式可）	※入札及び契約に関する権限を支社長・営業所長等に委任する場合のみ

【5.2 吉賀町を共通審査団体にする場合】

添付書類は、共通書類と個別書類があります。以下を確認のうえ提出してください。

（1） 共通審査添付書類

参加自治体が共通で必要とする書類です。複数の自治体に申請を行なう場合でも、１部提出してください。詳細は島根県の「手引き（共通編)」をご確認ください。

（2） 個別添付書類

吉賀町が個別に必要とする書類です。添付書類はＡ４サイズとし、添付書類番号順に並べたうえ送付してください。

吉賀町個別添付書類

番号	提 書 類	備　　考
1	個別添付書類送付票（吉賀町）	資格申請システムから出力されるもの
2	経営事項審査結果通知書（写し）	令和９年１月１日時点で有効なもの ※主に社会保険の加入確認に使用しますので定期申請時に提出必要。 ただし、名簿の有効期限内での新たな経営事項審査結果通知書の送付は不要）
3	町税等納付状況調査同意書	町内・町外を問わず提出をお願いします。
4	委任状（任意様式可）	入札及び契約に関する権限を営業所等に委任する場合のみ必要です。
5	業態調書	資本関係、親子会社関係調書 （関係する者が無い場合も無い旨を記入し提出）
6	法面処理工事に関する確認書類	※法面処理工事に申請する場合のみ
7	舗装工事に関する確認書類	※舗装工事に申請する場合のみ （※特殊舗装工事のみの申請は必要なし）

添付書類の作成方法等ついて

（３）　個別添付書類送付票（吉賀町）

資格申請システムから出力された様式のチェック欄に、該当の書類が揃っていることを確認のうえ必要事項を記入してください。

（４）　経営事項審査結果通知書

令和９年１月１日時点で有効な通知書の写しを添付してください。

（５）　町税納付状況調査同意書

町内・町外を問わず全ての申請者様の提出をお願いします。

（６）　委任状

建設業法上の主たる営業所以外の支社長・営業所長等に入札契約権限を継続して委任する場合に提出してください。

（７）　業態調書

資本関係、親会社・子会社の関係に係る調書です。当該関係のない場合も「該当なし」と記載し提出してください。

（８）　法面処理工事に関する確認書類

法面処理工事の入札参加資格を申請する場合は、以下に掲げる書類が必要です。

区 分	提出する書類
工事経歴書	・直前の経営事項審査で提出した「とび・土工・コンクリート工事」の法面処理工事に係る工事経歴書
法面施工管理技術者・グランドアンカー施工士・地すべり防止工事士・のり面ノズルマンに関する書類	・法面施工管理技術者登録証（写）又は資格者証（写） ・グランドアンカー施工士登録証（写）又は資格者証（写） ・地すべり防止工事士登録証（写）又は資格者証（写） ・のり面ノズルマン登録証（写）又は資格者証（写） ・健康保険証等(写)
法面施工に用いる施工機械に関する書類	・機械の保有（継続的なリース契約等）が確認できる書類。（固定資産台帳(写)※、賃借契約書(写)） ※償却資産の賦課期日より後に購入したもの、取得価格が２０万未満で一括償却したもので、固定資産台帳に記載がない場合は、売買契約書の写し ・機械写真（①全景写真②銘板、製造番号等の表示内容が分かるアップ写真③全景写真とアップ写真を関連づける部分写真）

（９）　舗装工事に関する確認書類

鋪装工事及び舗装に関する維持修繕工事の入札参加資格を申請する場合は、以下に掲げる書類を提出してください。

なお、特殊舗装工事のみの申請については、提出の必要はありません。

区 分	提出する書類
工事経歴書	・直前の経営事項審査で提出した舗装工事に係る工事経歴書
１・２級舗装施工管理技術者に関する書類	・舗装施工管理技術者登録証（写）又は資格者証（写） ・健康保険証等(写)
オペレーターに関する書類	・大型特殊運転免許(写) ・技能講習(車両系)修了証書(写)、健康保険証等(写)
アスファルトフィニッシャーに関する書類	・全景写真及び機械プレートのアップ写真（６ヶ月以内に撮影したもの） ・自社所有等により常時稼働可能であることを証明する書類（車体検査書(写)、機械台帳(写)、継続的且つ独占的利用が証明されるリース契約書(写)）
モーターグレーダー、タイヤ･マカダムローラーに関する書類	・全景写真及び機械プレートのアップ写真（６ヶ月以内に撮影したもの） ・自社所有等により常時稼働可能であることを証明する書類（車体検査書(写)、機械台帳(写)、継続的且つ独占的利用が証明されるリース契約書(写)）

（１２） 工事経歴書

資格申請システムにおいて添付できない場合は、紙で提出してください。様式は直前の経営事項審査において作成したものを提出してください。

（１３） 技術職員名簿

資格申請システムにおいて添付できない場合は、紙で提出してください。様式は直前の経営事項審査において作成したものを提出してください。

６ 申請資格について

（１） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項各号のいずれかに該当する者でないこと。

（２） 申請しようとする業種について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第３条第１項の規定に基づく許可を受けていること。

（３） 令和９年１月１日時点で有効な建設業法第 27 条の 23 による経営事項審査の結果通知を受けている者。

（４） 申請しようとする業種については、経営事項審査結果における年間平均完成工事高を有する者であるか、または、審査基準日以降に施工実績があることを証明できる者。

（５） 町税の滞納がない者。

（６） 消費税及び地方消費税の滞納がない者。

（７） 加入義務のある社会保険（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）に加入していこと。

（８） 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団または同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものを経営に関与させていないこと。

（9） アスファルト舗装工事の入札参加資格の認定を受けようとする者にあっては、アスファルトフィニッシャーを保有している者（継続的なリース契約等により確実に調達されてい

ると認められる場合を含む。）で、そのオペレーター及び舗装施工管理技術者を常時雇用している者。

（１０） 法面処理工事の入札参加資格の認定を受けようとする者にあっては、種子吹付機、モルタル吹付機、鉄筋挿入機械（削孔機械）並びにグランドアンカー施工機械（削孔機械）のいずれかを保有していること（継続的なリース契約等により確実に調達されていると認められる場合を含む。）

※ 下表左欄の工事種別の入札参加資格申請には、上記に併せて工事実績、機械保有等、下表右欄の条件が必要となります。

プレストレストコンクリート	認定には、土木一式とは別に「プレストレストコンクリート構造物」としての経営事項審査結果における年間平均完成工事高、または、審査基準日以降に施工実績がある旨の証明が必要。
法面処理	認定には、とび・土工・コンクリートとは別に「法面処理」としての経営事項審査結果における年間平均完成工事高、または、審査基準日以降に施工実績がある旨の証明が必要。
鋼橋上部	認定には、鋼構造物とは別に「鋼橋上部」としての経営事項審査結果における年間平均完成工事高、または、審査基準日以降に施工実績がある旨の証明が必要。
アスファルト舗装工事	認定には、アスファルトフィニッシャーを保有しているおり（継続的なリース契約等により確実に調達されていると認められる場合を含む。）、そのオペレーター及び舗装施工管理技術者を常時雇用していることが必要。 舗装工事の経営事項審査結果における年間平均完成工事高、または、審査基準日以降に施工実績は有しているが、アスファルトフィニッシャーの保有等の条件を満たさない者については、特殊舗装（※）のみ入札参加資格を希望することができる。

※ 特殊舗装 ＝ 橋梁、隧道等のコンクリート舗装や競技場のグランド舗装等のアスファルトフィニッシャーを用いない舗装工事。

７ 審査結果について

今回受付を行なった入札参加資格申請については、システム登録内容と送付された添付書類をもとに審査を行い、認定結果はシステムにより「設定完了メール」を送信しますので、メール及びシステムで設定内容を確認してください。（書面による認定通知書は作成しません。）

また、認定を行なわなかった場合は、理由を附してその旨、別途通知します。

８ 問い合わせ先

〒６９９－５５１３　島根県鹿足郡吉賀町六日市７５０
吉賀町役場 総務課 入札担当
ＴＥＬ ：０８５６－７７－１１１１
ＦＡＸ ：０８５６－７７－１８９１
E-mail ：somu@town.yoshika.lg.jp